

保護者の皆様へ

シンガポール日本人学校事務局

DEPENDANT'S PASS ディペンダントパス (写) の提出について

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通う児童・生徒は、就学可能な滞在許可証 (DP, PR, Student Pass 等)を保持している必要があります。

新入生・編入生は編入学日までに、滞在許可証 (DEPENDANT'S PASS 等) の写しを下欄に貼り付けて、各校事務室へ必ずご提出ください。

就学可能な滞在許可証がない場合は、学校に通学できませんのでご注意願います。(観光ビザ、ロングタームビジットパスでは就学できません)

締切日	年	月	日		
*ディペンダントパスを更新された時も、必ず学校へコピーを提出して下さい。 *通学期間中に保護者の P がキャンセルされる場合は、Student Pass の取得が必須となります。 P をキャンセルする前に必ず事務局までご相談願います。					
()小学部 ()キャンパス		FOR OFFICE USE ONLY			
()中学部		Received I	Date	Keyed	Checked
<u> </u>					
表	裏				

DPの有効期限: ___ **日**

年

月